**東京都連盟加盟団体　殿**

セカンド手帳への30年度登録番号の記入及び都連印の押印について

昨年度までにセカンド資格を取得しセカンド手帳を有する役員・選手の方は

セカンド手帳に平成30年度の役員或いは選手登録番号を記入し証明印として

都連印を押印する必要があります。（セカンドは当該年度の役員登録・選手登録者

で有ることがセカンドを務める基本条件です）

一斉登録会の新選手手帳の配布と手持ちの選手手帳への番号記入の際にセカンド手帳も持参頂くようご案内しましたが、新たな手続きの為セカンド手帳に番号が記入され都連印が

押印されていない例が多数残っていると推察されます。

今後の対応としては、団体で残っているセカンド手帳を取りまとめ都連赤坂事務所

〒107－0052　東京都港区赤坂3－13－13　赤坂中村ビル8階　東京都ボクシング連盟

宛に普通郵便にて送付下さい。

その際次の返信用の宛先を記入した封筒等を同封下さい。

1通の場合：長形3号（定形）に140円切手を貼付して下さい。

複数冊を1か所に送る場合　4冊迄　スマートレターを利用下さい。

　　　　　　　　　　　　　8冊迄はレターパックライトを利用下さい。

頻繁に事務所を訪れることが出来ませんので、セカンド手帳を発送された場合は都連へ

メールにてご一報ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都ボクシング連盟